

**令和4年度
エコ協力店いわて認定業務等委託
企画競争募集要項**

**令和4年1月19日
岩手県環境生活部資源循環推進課**

この「企画競争（プロポーザル方式）募集要項」（以下「募集要項」という。）は、県が実施する「令和4年度エコ協力店いわて認定業務等委託」（以下「本業務」という。）に係る受託候補者の選定に関し、企画競争（プロポーザル方式）（以下「企画競争」という。）に参加しようとする者（以下「参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を定めるものである。

なお、本事業は、令和4年度当初予算の成立を前提として公募するものであるため、予算案が否決された場合には本事業は実施しないこととなる。この場合において、本業務委託への応募等に要した経費は補償しないので、留意のこと。

1 業務内容

(1) 業務件名及び数量

「令和4年度エコ協力店いわて認定業務等委託」一式

(2) 業務の仕様書

「令和4年度エコ協力店いわて認定業務等委託仕様書」のとおり。

(3) 見積限度額

4,986千円（取引に係る消費税額及び地方消費税額を含む。）

実際の契約金額については、別途受託者の提案内容により県と受託者が協議のうえ、予定する事業計画に基づき算定した額を支払うものとする。

委託料積算の考え方については、9を参照すること。

2 委託期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

ただし、天災地変その他事情の変更により委託業務の継続が困難と判断したとき又は業務委託を継続することが適当でないと認めるときは、この期間内であっても契約の全部又は一部を解除することがある。

また、委託業務の契約は単年度ごととするが、県が委託業務の執行状況が良好と認めた場合は、契約を3年間まで継続できるものとする。

3 参加資格

本業務に関する参加者は、次の(1)及び(2)に掲げる企画競争参加資格の要件（以下「参加資格」という。）の全てを満たしているものとする。

(1) 参加資格の要件

ア 県内に主たる事務所を有する特定非営利活動法人（以下「NPO」という。）その他の団体（法人格の有無は問わない。）であること。

イ 個人では申請できないこと。

ウ 団体は、単独でも複数の団体により構成されたグループ（以下「グループ」という。）でも申請できること。

エ 一団体が申請する場合、当該団体が他のグループの構成団体となって申請することはできないこと。

オ グループで申請する団体は、代表団体を定める（県と契約する当事者は、代表団体の代表者とする。）ものとし、委託期間内は、代表団体及び構成団体を変更することは、原則として認められないこと。

(2) 申請団体（グループ申請の場合の代表団体及び構成団体を含む。以下同じ。）は、以下の要件に合致すること。

ア 団体の目的が、宗教活動や営利活動を主たる目的とした団体でないこと。

イ 団体の組織運営について

(ア) 会則等があり、団体の代表や役員が民主的な手続により会員の中から選出され、総会が年1回以上開催されていること。

(イ) 団体の全ての役員が、成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者でないこと。

ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

エ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

オ 破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続開始の申立てをしている者又は破産手続開始の申立てがなされている者でないこと。

カ 最近1年間の法人税、事業税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

キ 事業者の代表者、役員（執行役員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。

ク 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者若しくはその統制の下にある団体でないこと。

ケ 委託業務を実施することができるかと認められるような活動実績があるなどその能力があると認められること。

コ 業務の遂行に当たり、県と協議し、必要に応じて迅速かつ円滑に事務処理ができること。

サ 資格確認申請書類の提出の日から受託候補者を選定するまでの間に、県からの受注業務に関し、指名停止又はこれに相当する措置を受けていないこと。

4 企画競争手続等に関する事項

(1) 連絡先

〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10番1号
岩手県環境生活部資源循環推進課（岩手県庁舎11階）
電話 019-629-5367
FAX 019-629-5369
e-mail AC0003@pref.iwate.jp

(2) 募集要項の配布

ア 配布日時

令和4年1月19日（水）～同月28日（金）の平日 9時～12時及び13時～17時

イ 配布・取得場所

4(1)の場所又は次の岩手県公式ホームページ上に掲載するので、ダウンロードが可能であること。

トップページ「入札・コンペ・公募情報」→「コンペ」→「コンペ参加者募集情報」

※ 岩手県公式ホームページ <http://www.pref.iwate.jp/>

(3) 説明会の開催 説明会は行わない。

(4) 募集要項等に関する質問の受付

募集要項等に関する質問は、様式8「実施要項等に関する質問票」により受け付ける。

ア 受付期間 令和4年1月19日（水）～同月28日（金）17時まで

イ 受付場所 4(1)に同じ

ウ 原則として電子メール又はFAXによる。

エ 受け付けた質問については、質問事項と回答事項を取りまとめて、岩手県公式ホームページ上に掲載する。

なお、質問に対する回答は、質問者の特殊な技術、ノウハウに関するもので、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものについては掲載しない。

オ 回答期日 随時回答する。

なお、最終回答の期日は令和4年2月1日（火）とする。

(5) 企画提案書等の提出

ア 参加者は、5で定める書類を4(1)に持参又は郵送により提出しなければならない。（郵送の場合は、書留とすること。）

イ 提出期限 令和4年2月3日（木）17時

5 提出書類

(1)から(11)までの書類を正副各1部提出すること。

- (1) 企画競争参加資格確認申請書（様式1）
- (2) 事業に関わるスタッフ一覧（様式2）
- (3) 団体の概要及びこれまでの活動実績に関する調書（様式3）
- (4) 令和4年度エコ協力店いわて認定業務等委託 企画提案書（様式4）
- (5) 事業スケジュール表（様式任意）
- (6) 見積書（様式5）
- (7) 事業等に関する調書（その他の受託事業及び補助事業の状況）（様式6）
- (8) 役員名簿（様式7）
- (9) 定款又は会則及び最新の総会の議事録
- (10) 令和2年度事業報告書、収支決算書、貸借対照表、財産目録等事業内容及び収支内容がわかる書類
- (11) 令和3年度事業計画書、収支予算書等

6 企画競争に関する留意事項

(1) 次に係る場合は、企画提案は無効又は失格となる。

ア 提出期限までに企画提案書を提出しない者又は参加資格が認められなかった者の企画提案

イ (ア)から(キ)までのいずれかに該当する企画提案

(ア) 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案

(イ) 誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案

(ウ) 提出した書類に虚偽の内容を記載したとき。

(エ) 審査の公平性に影響を与える行為があったとき。

(オ) 参加資格を有していないことが判明したとき。

(カ) 申請者による業務履行が困難であると判断される事実が判明したとき。

(キ) その他企画提案に関する条件に違反した提案

(2) 参加資格の喪失

参加者は、「7 受託候補者の選定方法等に関する事項」で定めるプレゼンテーションの実施日までに、参加資格の要件に該当しなくなったときは、参加資格を失うものとする。

(3) 企画提案への不参加

ア 参加資格確認の結果、参加資格を有すると認められた者が参加を取りやめた場合は、企画競争参加辞退届（様式9）を4(1)まで持参又は郵送により申し出なければならないこと（必着のこと）。

イ アにより企画競争に参加しなかった者は、これを理由として、以降県が実施する他の企画競争等について不利益な取扱いを受けることはない。

- (4) 一つの提案団体は、複数の提案を行うことはできない。
- (5) 提出書類の変更、差し替え又は再提出は認めない（軽易なものを除く。）。
- (6) 企画競争に係る経費は、全て参加者の負担とする。
- (7) 申請書類は、情報公開の請求により開示することがある。

7 受託候補者の選定方法等に関する事項

受託候補者の選定に当たっては、競争性・透明性の確保に十分に配慮することとし、企画提案の内容、事業の実施能力等を総合的に評価して、受託者を決定する。

(1) 受託候補者の選定方法

県民及び事業者の代表、学識経験者並びに行政機関等の委員で構成する「エコ協力店いわて認定業務等委託選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において審査し、受託候補者を選定する。

(2) 選定基準及び審査内容

参加者は、5に掲げる提出書類を提出し企画提案を行う。

企画提案書については、別表の選定基準、審査項目及び審査内容により各委員が評価、得点化し、選定委員会で審議する。

(3) 選定委員会の開催

選定委員会において、企画提案書について参加者によるプレゼンテーションを実施する。プレゼンテーションを実施する場合に当たっては、提案内容のプレゼンテーション資料及びパソコンの使用は認めるが、追加資料等を提出することは認めない。

ア プレゼンテーションの日時（予定） 令和4年2月9日（水）（時間については別途通知）

イ プレゼンテーションの場所（予定） 盛岡市内（別途通知）

ウ プレゼンテーションの開催方法

(ア) プレゼンテーションの順番については、選定委員会が定めた順による。

(イ) プレゼンテーションの時間は、1者当たり25分（説明15分、質疑応答10分）とする。ただし、変更になる場合がある。

(ウ) プレゼンテーションの実施については、別途参加者あて通知する。

(4) 受託候補者の決定

ア 選定委員会の審査を基に県が第1順位の受託候補者を決定する。

イ 企画提案の結果については、各参加者に郵送により書面で通知する。

なお、電話による問い合わせには応じない。

ウ 第1順位の受託候補者が契約を締結しないときは、次点の者と契約を行う。

エ 選定委員会の審査の結果、適切な候補者がいないときは、候補事業者なしとした上で、再募集することがある。

8 運營業務の提案

下記(1)アからクまでに掲げる事項に係る業務の運営について具体的な提案を求めるものであるが、提案に当たっては、(2)アからウまでに掲げる事項に留意した提案とすること。

(1) 提案を求める事項

ア 事業実施の方針・方向性等

(ア) 事業実施方針及び方向性

(イ) 課題と考えている事項及び課題解決に向けて重点的に取り組む事項（課題抽出）

イ エコ協力店いわて認定業務に関する業務

(ア) 新規認定店の開拓・認定事務

a 新規認定申請店舗の開拓、相談援助及び新規認定申請店舗への各種助言に関すること。

b 特にエコレストランいわて認定店及びエコホテルいわて認定店の新規認定申請店舗開拓への働きかけに関すること。

(イ) 認定店への訪問・効果的な助言（認定店を訪問し、各店舗の取組状況を把握するとともに、認定店での取組目標達成に向けた助言の実施に関すること。）

(ウ) 認定店への情報提供及び助言（「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」、「岩手県食品ロス削減推進計画」など、社会情勢を踏まえた認定店における取組提案や取組目標設定につながるもの。）

(エ) 認定店の更新認定に係る事務

(オ) 前年度における認定店の取組目標実績の審査、取りまとめに係る事務

(カ) 認定店舗へのPR物品の配布（3Rに資するものとする。）

(キ) 県民向け広報の展開

a エコ協力店いわて認定事業の効果的なPRに関すること。

b エコ協力店いわて認定事業に関するホームページやSNSアカウントの作成及び管理運営に関すること。

(ク) その他エコ協力店いわて認定事業の効果的な事業の実施に関すること。

ウ エコ協力店いわて認定事業の効果的な施策の検討・提案に関する業務

(ア) 認定店の運営事業者等を対象としたエコ協力店いわて認定制度に対する意見の聴取及び認定店の増加を目的とした意見の聴取に関すること。

(イ) (ア)及び「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」、「岩手県食品ロス削減推進計画」などの社会情勢を踏まえたエコ協力店いわて認定事業の制度見直しをはじめ、3R推進に向けた事業提案の実施に関すること。

エ エコ協力店いわて優良事例表彰の実施に関する業務

(ア) 被表彰店舗の選定に関すること。

(イ) エコ協力店いわて優良事例表彰選考会、優良事例表彰式の開催に関すること。

(ウ) 優良事例表彰の選定基準の見直し、提案に関すること。

(エ) 優良事例表彰制度の効果的なPRに関すること。

オ 認定店と連携した3Rの普及啓発に関する業務

(ア) 「環境月間」「3R推進月間」「食品ロス削減月間」及び「もったいない・いわて☆食べきりキャンペーン」期間中における、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」、「岩手県食品ロス削減推進計画」など社会情勢を踏まえた、認定店への普及啓発に関すること。

(イ) 岩手県3R推進キャラクター「エコロル」を活用した3R推進に関すること。

カ 県民向けの効果的な3Rの普及啓発の展開に関する業務

(ア) 家庭でできる3Rの効果的な事例紹介の実施に関すること。

(3Rの効果的な事例紹介の内容、ターゲット、広報手段、活用方法等)

(イ) エコクッキングなど家庭で実践できる食品廃棄物の削減に向けた講習会等の開催に関する
こと。

(ウ) 岩手県3R推進キャラクター「エコロル」を活用した3R推進に関すること。

キ その他「エコ協力店いわて認定業務」や3R推進に関する業務

ク アからキまでに掲げる業務の推進のための組織体制・人的体制及びコンプライアンス遵守体制

(2) 提案に当たって留意すべき事項

提案に当たっては、次の事項等を考慮し、提案を求める内容についてPDCAサイクル(※)を活かした事業提案とすること。

ア エコ協力店いわて認定業務等の諸課題と考えている事項及び課題解決に向けて重点的に取り組むべき事項の抽出

エコ協力店いわて認定業務等の取組によって目指す内容(あるべき姿)を踏まえ、取組として改善すべき部分等を中心に記載すること。

イ 課題解決のための手法・施策(制度、各主体の役割・行動、成果)

県民、事業者、行政、NPO等の団体等という主体別に、アの内容を解決する対応(事業)について記載し、目指す成果を記載すること。

ウ 前記手法・施策の実施結果の確認・評価の手法

イの事業実施結果の確認と実施結果の評価方法等を記載し、実施結果により事業内容を見直すシステムについて記載すること。

※ PDCAサイクルとは、計画(Plan)→実行(Do)→検証(Check)→改善(Action)の頭文字を並べたもので、この流れを計画に活かしていくプロセスのことを言う。事業計画を立て(Plan)、これをもとに一定期間事業活動を行い(Do)、実績の評価と課題を抽出し(Check)、課題の原因を改善し(Action)、引き続き事業活動を継続していくことがPDCAサイクルになる。PDCAサイクルの特徴としては計画から実行、検証、改善というプロセスを通じてさらに次の計画につなげていくことにある。

9 費用の見積

前記業務の費用積算を算出し募集要項に定める様式により提出すること。

なお、費用は、1(3)記載の見積限度額内とすること。

10 契約に関する条件等

- (1) 企画提案書等に記載された事項は、本募集要項にある仕様と合わせ、契約時の委託仕様書の内容に含めるものとする。ただし、本業務の目的達成のために修正すべき事項がある場合には、県と受託候補者との協議により契約締結段階において項目又は内容を追加、変更又は削除することがある。
- (2) 受託候補者が現在の受託団体と異なる場合は、選定後に、現在の受託団体との業務引継ぎに入ること（8(1)記載の業務等を円滑に行う必要があること。）。
- (3) 契約書に関する事項
 - ア 契約書作成の要否 要
 - イ 契約保証金 会計規則に基づき判断する。
 - ウ 受託者（契約書においては、「受託候補者」を「受託者」という。）は、提出書類等及び契約書に定めるところにより、誠実に業務を遂行すること。
 - エ 受託者は、委託した業務全部を第三者に委託することはできないこと。
 - オ 受託者は本業務の一部を第三者に委託することができる。この場合は、事前に県に対して書面にて、再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、その他再委託先に対する管理方法等、必要事項を報告しなければならない。
 - カ 県は必要があると認める場合は、受託者に対して、委託業務の実施状況に関して報告を求め、又は必要な事項を指示することができること。
 - キ 受託者は、毎年度終了後、業務の実施状況とその結果等を記載した事業報告書を提出するほか、契約に定められた事項を確実に履行しているか、県が指定した方法により定期的に報告すること。
 - ク 県は必要があると認める場合は、委託料の9割以内（1回につき一月分を限度）を前金払うことがある。この場合、前金払いを受ける各月に行った業務について、実施状況等を添えて県に提出すること。
 - ケ 本業務の実施のため県が受託者に提供した資料及び委託業務の実施により作成された成果品等に関する一切の権利は、県に帰属すること。
 - コ 受託者は、個人、認定店等に係る情報の適切な管理のために必要な措置を講じるとともに、業務運営に関し知り得た個人、認定店等に係る情報及び秘密を他に漏らし、又は、自己の利益のために利用してはならないこと。
 - サ 受託者は、業務運営に当たっては、随時県と協議していくものとする。なお、県の役割は次のとおり。
 - (ア) 契約内容に基づく事務手続
 - (イ) 効果的な事業推進のための受託者との協議等
 - (ウ) 県の広報媒体等を通じた事業開催の通知
 - (エ) 受託者との協働での事業の実施
 - (オ) 委託業務内容に係る行政や関係機関との調整
 - (カ) その他必要事項
 - シ 事業計画、契約書の内容等について疑義が生じた場合には、県と受託者で協議する。

(4) 落札者（受託者）の公表

契約を締結した日から起算して15日以内に下記アの事項について、下記イの方法により公表する。

ア 企画提案及び契約に係る公表事項

(ア) 評価基準、配点及び各提案者の各評価基準に対する評価結果

（ただし、契約者以外の提案者名は非公表とする。イについても同じ。）

(イ) 各提案者の総合評価の審査結果

(ウ) 契約の相手方の団体名 等

イ 公表方法

県の公式ホームページでアの内容を記載した公表文書を公開

別表

選定基準		審査内容	配点	
1 PDCAサイクルを活かした事業提案		現状を正しく捉え、課題を抽出しているか。	5	15
		県民等に理解され、実現可能な「あるべき姿」を設定し、この達成に向けた手法・施策が具体的に記載されているか。	5	
		前記手法・施策の実施結果が確認でき、評価し、改善できるシステムとなっているか。	5	
2 提案内容の妥当性		提案内容に創意工夫がみられるか。	15	60
		エコ協力店いわて認定業務に関する内容が目標達成に対し具体的であり、確実かつ効果的に行える内容か。（「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」、「岩手県食品ロス削減推進計画」など社会情勢を踏まえた内容か。）	10	
		エコ協力店いわて認定事業の効果的な施策の検討・提案が行える実施内容であるか。（「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」、「岩手県食品ロス削減推進計画」など社会情勢を踏まえた内容か。）	5	
		エコ協力店いわて優良事列表彰の実施について確実かつ効果的に行える実施内容であるか。	5	
		「環境月間」「3R推進月間」「食品ロス削減月間」及び「もったいない・いわて☆食べきりキャンペーン」での認定店への3Rの普及啓発が確実かつ効果的に実施できる内容であるか。（「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」、「岩手県食品ロス削減推進計画」など社会情勢を踏まえた内容か。）	5	
		県民向けの効果的な3Rの普及啓発について、確実かつ効果的に実施できる内容であるか。	10	
		上記業務のほか、エコ協力店いわて認定事業及び3R推進に向けた団体独自の提案があるか。	10	
3 管理運営を適正かつ確実に実施する能力を有していること	見積書	<ul style="list-style-type: none"> 事業の積算に係る単価や経費が妥当なもので、業務の提案内容と整合性が取れているか。 支出の積算が妥当で、経費節減に取り組む内容となっているか。 	5	25
	活動実績	<ul style="list-style-type: none"> 委託事業に通じる事業実施経験があり、良好な実績を有しているか。または良好な運営が期待できるか。 事業報告、経理状況、活動内容、理事会や総会の開催など、適切な運営がされているか。 	5	
	事業実施能力	<ul style="list-style-type: none"> 継続的・安定的な事業を実施しているか。 団体の現在の受託事業等の状況に照らし、本事業の提案内容が確実、適切に遂行できる職員構成や配置であるか。 事業計画の経費や人員、スケジュール等は妥当か。 	5	
	財政状況	<ul style="list-style-type: none"> 適切経理をしているか。 団体の現在の受託事業等の状況に照らし、本事業の提案内容が確実、適切に遂行できる経済的基礎を有しているか。 	5	
	法令遵守	<ul style="list-style-type: none"> 法令等に違反していないか。 法令を遵守し、適正に委託業務を実施できる体制が構築されているか。 個人及び企業情報の保護対策、その他のコンプライアンス遵守対策が講じられているか。 	5	

(100満点)